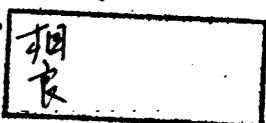


	IX
9 -	89
2 -	

九月九日 大阪進江宛文



明九月十日をかわきりに教育委員の選挙告示も都道府県、五大市、市町村と順次に行われようとしている。この際是非とも一言したいことは、いわゆる教委の返上運動についてである。教委の設置は既に法律で規定されていることからであり、今は唯、何人も法律に従つて教委の設置に協力すべきことは当然のことといわねばならない。ことに世の師表たり、教育者である教員諸氏がかりそめにも返上運動などに耳をかすようなことがあつてはならないことはいうまでもない。

教員諸氏は今こそ率先して運動の一一大精神をもつて地方教委の設置に応分の協力をされたい。もし諸氏にして万一現行法規に違反するような態度を示すことがあるとするならば全体の奉仕者たる公務員の義務にも違反するものといわざるを得ないであろう。

